

その指名する者

(10) 略

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の互選によって定める。

4 会長、副会長及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(会議)

第7条 略

(協議結果の尊重義務)

第8条 略

(軽微な事項に関する取扱い)

第9条 略

(幹事会)

第10条 略

(分科会)

第11条 交通会議に、第2条の各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(財務)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(10) 略

第5条 交通会議に会長を置く。

2 会長は副市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 略

(協議結果の尊重義務)

第7条 略

(軽微な事項に関する取扱い)

第8条 略

(幹事会)

第9条 略

(事務局)

第 14 条 交通会議の事務局は、自治振興部自治振興課に置き、処理するものとし、必要な事項は会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 15 条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年三次市条例第66号)及び三次市報償費(謝礼)支払基準の例による。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り別に定める。

(庶務)

第 10 条 交通会議の庶務は、自治振興部自治振興課において処理する。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が_____別に定める。